公立大学法人福島県立医科大学受託事業細則

（平成１８年４月１日細則第１９号）

一部改正　平成２４年４月１日細則第　８号

（目的）

第１条　この細則は、公立大学法人福島県立医科大学（以下「法人」という。）が、外部の機関等からの依頼に応じて受託しようとする場合（以下「受託事業」という。）における取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（受託事業基準）

第２条　受託事業は、本来の教育研究、診療等に支障が生じるおそれがないと認められる場合に限り、これを受託することができる。

（適用範囲）

第３条　この細則における受託事業とは、受託検査、司法解剖等受託主体が法人であるものをいう。

（事業委託の申込み）

第４条　受託事業を委託しようとする者（以下「委託者」という。）は、事業委託申込書（様式第１号）を理事長に提出しなければならない。

２　理事長は、事業委託申込書の提出があったときは、当該申込書をもって所属する講座等の長（以下「所属長」という。）へ通知するものとする。

（受託事業の決定）

第５条　所属長は、受託の適否を検討し、理事長の承認を得なければならない。（様式第２号）

２　理事長は、前項の受託の受入れを決定したときは、次の事項について委託者と受託事業契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。

(1)　受託事業の目的及び概要

(2)　受託業務実施場所

(3)　受託業務開始及び完了時期

(4)　事業の受託料の額、受取の時期及び方法

(5)　その他必要な事項

（受託事業費）

第６条　理事長は、受託事業費の受領を確認したときは、遅滞なく受入れ所属長に受領し

た金額を通知するものとする。

２　前項に基づき受託事業費の受入れを所属長に通知するに当たっては、法人の運営等に必要な経費（以下「間接経費」という。）をあらかじめ控除するものとする。

ただし、受託事業の内容により支障がある場合は、この限りでない。

３　委託者の負担する間接経費の算出方法については、役員会において決定する。

（合議）

第７条　第５条第２項に定める契約を締結するに当たっては、知的財産管理オフィスに合議するものとする。

（雑則）

第８条　この細則に定めるもののほか、受託事業の取扱いに関し、必要な事項は、別に定める。

附　則

この細則は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、平成２４年４月１日から施行する。